

スポーツ合宿誘致補助制度について

内 容

函館市では、市内でスポーツ合宿を実施する団体（合宿団体）に対し、合宿に要する経費の一部を補助します。

補助対象事業

補助の対象は、次の項目すべてに該当する事業となります。

スポーツ合宿が市内の施設において開催され、市内の宿泊施設を利用していること。

1 回の合宿において実宿泊数が 2 泊以上で延べ宿泊人数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じた数）が 50 人以上であること。

大会等の合宿以外の事業（対象外事業）を含む場合は、対象外事業の開催日および前後泊を除く宿泊日数となります。

合宿団体は、合宿期間中に市内の競技団体等との交流試合または講習会等の交流事業を行うこと。

合宿団体が当該合宿に係わって、国、都道府県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

合宿が営利を目的としていないこと。

補助対象経費

合宿団体の選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等の宿泊料に限ります。

（補助金の額：延べ宿泊人数 × 1,000 円（簡易宿泊施設利用は 500 円）、上限 10 万円、原則同一年度内 1 合宿団体 1 回までとする。）

制度の利用方法

合宿団体が「申請書」を提出（補助事業実施の 2 週間前までに提出）

補助金交付決定

補助事業実施

誘致団体が「実績報告書」を提出（補助事業終了後 30 日以内に提出）

添付書類 交流事業の実績報告書 宿泊証明書

補助金額の確定・支払い

函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課
函館市東雲町 4 番 13 号 電話 21-3474 FAX 27-7217